全建事発第 89 号 平成 25 年 11 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 淺 沼 健 一 [公 印 省 略]

## 下請事業者への配慮等について

平素は本会の活動につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、現下の経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法(昭和 31年法律第120号。以下「下請法」という。)違反行為への厳正な対処を行う とともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発並びに下請中小企業振興法 (昭和45年法律第145号)に基づく「振興基準」(別紙)の遵守を要請してお ります。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものであり、政府は、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めているところです。

このような中、本年9月に改正振興法が施行され、「進行基準」においても、新たに「下請事業者の自主的な事業の運営の推進」や「下請取引に係る紛争の解決の促進」等について定めております。

また、原材料価格等の上昇による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮するとともに、平成26年4月から消費税率が引き上げられることに伴い、下請事業者に対する下請代金の減額や買いたたき等による消費税の転嫁を拒否する行為が行われることのないよう留意することが必要とされております。

つきましては、本会に対して国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により、 別添の「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じる よう要請がございましたので、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上 げます。

担当) 事業部事業企画課 奥山

電話:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218

メール:jigyo@zenken-net.or.jp